

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和 (国税:3)(法人税:義) (地方税:4)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	被災地における投資・雇用を促進させるため、東日本大震災復興特別区域法(復興特区法)第40条に基づく税制上の特例措置(いわゆる「新規立地促進税制」)の適用を受けるための要件を緩和する。 具体的には、以下のとおり。 ○ 再投資等準備金の積立て期間において、被災地において雇用機会を確保することが担保される範囲内で、本店のある特定復興産業集積区域外への事務所等の設置を認める。 ○ 再投資等準備金を用いた再投資について、被災地において雇用機会を確保することが担保される範囲内で、本店のある特定復興産業集積区域外への再投資も即時償却の対象とする。 ○ 上記により設置が認められる事務所等における従業員の数は、一定以下とする。
3	担当部局	復興庁復興特区班
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度:平成23年度 改正経緯:なし
6	適用又は延長期間	平成28年3月31日までに復興特別区域法第40条に基づく指定を受けた法人に対して適用
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の新設を増加させ、もって震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における更なる雇用機会の確保に寄与する。  《政策目的の根拠》 ○ 東日本大震災復興基本法 第2条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。 五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。 ロ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策 ○ 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部) 1 基本的考え方 (vi)震災等で大きく疲弊した東北地方の地域経済を再生するため、この基本方針に規定する取組みを実施するとともに、東北の新時代を実現すべく新たな投資や企業の進出を力強く支援する。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策「復興施策の推進」 施策「(1)復興特区制度に係る施策の推進」

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 復興特区法第 40 条第 1 項に規定する復興産業集積区域(特定復興産業集積区域)における新規立地新設法人の増加</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 復興特区法第 40 条第 1 項に基づく指定を受ける法人の数</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新規立地促進税制が活用され、企業の新設及び投資・雇用が促進されることにより、企業の収益が拡大し、安定的な収益が確保されることをもって、再投資終了後も、被災地における継続的な雇用の維持・確保に大きく寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(過去の実績)</p> <p>平成 24 年度…適用件数:2者 平成 25 年度…適用件数:1者(平成 25 年6月末日現在)</p> <p>(将来の推計)</p> <p>平成 26 年度…適用件数:24 者 平成 27 年度…適用件数:24 者</p>
		② 減収額	<p>(過去の実績)</p> <p>平成 24 年度の適用件数に係る減収額…租特透明化法の適用対象外のため、把握していない。</p> <p>(将来の推計)</p> <p>平成 26 年度…▲23.45 百万円 平成 27 年度…▲46.9 百万円 平成 28 年度…▲46.9 百万円 平成 29 年度…▲46.9 百万円 平成 30 年度…▲46.9 百万円 平成 31 年度…▲23.45 百万円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 37 年度) 法人の本店がある特定復興産業集積区域以外の区域での活動の余地が拡大することにより、新規立地促進税制を活用しようとする企業が増加し、実際に新規立地促進税制を活用した再投資が増加することで、当該法人が所在する津波被災区域等における投資・雇用の促進に大きく寄与する。 これまでは、法人の本店がある特定復興産業集積区域内での活動に限られており、その範囲内で投資・雇用が生み出されていたが、上記のとおり活動の自由度が増すことで、そのインパクトはより大きなものとなる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 37 年度)</p> <p>平成 24 年度に特定復興産業集積区域において、復興特区法第 40 条に基づく指定を受けた法人は、2者である(平成 25 年6月末日までにさらに1者指定)。新規立地促進税制の要件を緩和することにより、特定復興産業集積区域に立地する新規立地新設企業が増加し、平成 26 年度及び平成 27 年において、それぞれ 24 件の指定を見込んでいる。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 37 年度)</p> <p>法人の本店がある特定復興産業集積区域内のみにしか事務所等を設置できず、そのような範囲内で事業活動が完結する法人しか新規立地促進税制の適用を受けられないことから、現状から指定の大きな伸びは見込めず、投資・雇用に及ぼす効果は限定的となる。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 37 年度)</p> <p>法人が雇用する従業員の数や給与支給額に関する要件は維持しており、小規模の法人には適用されないことから、投資・雇用に相当程度大きな影響を及ぼす法人にピンポイントで適用させることができる。</p> <p>また、個人事業者には適用がないこと、今回緩和しようとする事務所等には、人員規模に関する制限を設けること、等により、無限定な減収の拡大を助長することはない。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	法人が、その企業活動で得た収益を更なる企業活動のための投資に回しやすくするための措置であり、その目的を達成するためには、この内容の租税特別措置として講じることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	復興特区法に基づく、投資促進税制として、37 条から 39 条までの措置があるが、これらは既存の企業がその活動を維持していく場合にも活用される税制であるところ、新規立地促進税制は津波被災区域等へ新たに立地する企業であって、一定以上の投資・雇用が見込まれるものに限って適用されるものであり、想定される適用対象・適用場面が相当程度異なる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—